

みんなでつくろう自治基本条例 (第6回)

条例制定までの流れ 市の課題などを話し合う 条例のたたき台を作る 条例の素案を作る 条例の原案を作る 条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは今までの会議で議論してきたことを踏まえて条例のたたき台を作っています。たたき台（案）の構成は次のとおりです。

たたき台（案）の構成（検討段階）

- ◆前文
- ◆総則（目的、条例の位置付け、定義、自治の基本原則）
- ◆各主体の権利及び責務（市民の権利、市民の責務、事業者の責務、市議会の責務、市議会議員の責務、地域コミュニティの役割、地域コミュニティへの加入、地区自治協議会、小規模集落等対策、子どもの健全育成及び権利、市長の責務、職員の責務）
- ◆参画と協働（参画と協働の推進）
- ◆住民投票（住民投票）
- ◆市政運営（政策法務、組織及び人事政策、総合計画、財政運営、行政評価、審議会等、情報公開及び情報提供、説明責任、広報広聴、個人情報保護、パブリックコメント手続、市外の人々等との交流及び連携）
- ◆その他（条例の見直し）

第15回市民ワーキンググループ会議

と き：4月10日(火)
午後7時～9時
ところ：市役所7階中会議室

市ホームページの自治基本条例の取組のページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【問合せ】〒877-8601
(住所記載不要)企画課政策企画係
☎22-8227 (市役所6階)
(FAX) 22-8324
(メール) kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

心、豊かに 市民意識調査報告①

大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

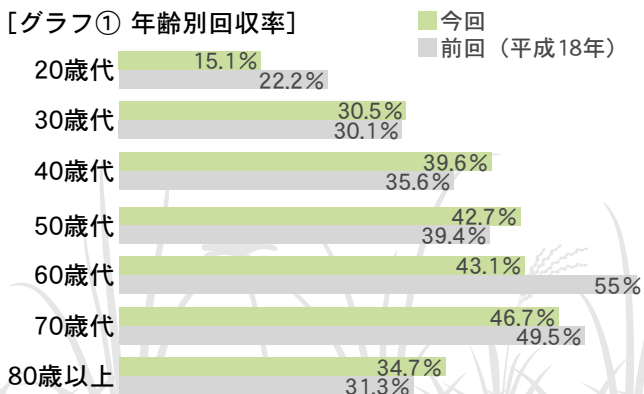


今回から、平成23年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果についてお知らせします。

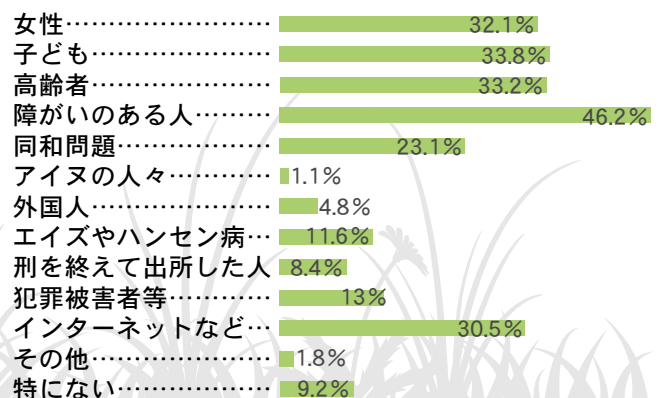
調査対象は、市民の中から無作為に抽出した20歳以上の男女各600人の計1,200人で、有効回収率は39.6%でした。年代別は、グラフ①のとおりです。前回と比べて20代、60代が特に減少しています。回収率を上げるために、今後は調査方法の見直しや人権意識の向上を図っていきます。

「どの人権問題に関心があるか」の問いに対する回答結果は、グラフ②のとおりです。「障がいのある人」「子ども」「高齢者」「女性」「インターネット」「同和問題」など人権問題に幅広く関心が高いことから、今後も引き続き、様々な分野の人権問題の啓発に対応できる人材の発掘や講師の育成に向けた取組が必要であると考えます。

[グラフ① 年齢別回収率]



[グラフ② 関心がある人権問題（3つまで回答）]



【問合せ】人権啓発センター ☎22-8017 (市役所別館1階)